

## 吹田市社会福祉審議会の構成について

### 1 吹田市社会福祉審議会の構成における市の考え

本市の社会福祉審議会は、既存（現行）の福祉に関する審議会等の整理・統合により設置するという考えのもと、「全体会」「専門分科会」「審査部会」として構成します。

このため、「専門分科会」については、児童福祉審議会や地域福祉計画推進委員会等、既存の福祉分野ごとに設置されている審議会・委員会を移行するものとして、現在の委員構成をもって専門分科会に移行します。

「全体会」については、現福祉審議会の会長及び会長職務代理者を正副委員長とし、その他学識経験者の委員には、各専門分科会の正副会長、吹田市歯科医師会並びに吹田市薬剤師会の代表者に参画いただきます。また、福祉事業の従事者の委員には、現在福祉審議会に参画され、かつ、各専門分科会（既存の審議会等から移行）にも参画されている、若しくは、複数の専門分科会に参画されている福祉関係団体等の代表者に参画いただくものとして構成します。

※民生委員審査専門分科会、身体障害者福祉専門分科会及びその審査部会については、現在は府に設置されているため、新設となります。

※既存の審議会等に参画されている吹田保健所職員の委員については、中核市移行後は、市（事務局）の立場として審議に関わることとなります。

### 2 吹田市社会福祉審議会の構成（案）

詳細については、資料2のとおりです。

### 3 委員等の任期

任期については、3年間として考えています。ただし、これまでの各審議会等における審議の継続性を担保する観点から、初回の任期については2年～2年3か月の間で考えています。これにより、各分野の個別計画について、その策定及び進捗管理を円滑に進めていきます。